

平成2年3月31日

国立市長 谷 清 殿

国立市（谷保、青柳、石田）町名整理

（答申）

国立市町名整理審議会

会 長 関 栄 一

昭和63年6月23日付国都計発第132号による、国立市（谷保、青柳、石田）の町界町名整理に関する基本方針及び町界町名の諮問に対し、国立市町名整理審議会の審議の結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

平成2年3月31日

国立市町名整理審議会

目 次

【答申書】	
はじめに	3
現 状	4
町名整理の基本方針	5
町界及び丁目界	6
町 名	7
丁目の境界	10
町名整理の進め方	10
むすび	11
【資 料】	
諮問書（写）	12
国立市町名整理審議会条例	13
国立市町名整理審議会経過	14
答申箇所図	15

1. はじめに

国立市谷保、青柳、石田地区（以下「南部地域」という。）の町界丁目整理については、昭和63年6月23日に市長からの諮問を受けた当審議会は、以来、2か年延べ21回にわたって慎重に審議を重ねてきた。

審議会は、まず現地の踏査など当該地域の現状を把握したうえで、審議すべき基本的事項の確認を行った。

- (1) 南部地域がまだ開発整備の途上にあり、道路区画等が未整備な状況にあるなかでの町名整理のあり方
- (2) 永年築かれた地区、自治会、祭礼等の組織的な住民のきずな（コミュニティ）が強く存在しているなかでの住民意向の把握の手法
- (3) ハケ上とハケ下を分離する境界設定の困難性などの技術的側面

以上の問題が摘出され、町名整理の実現に向けては、住民意向等を十分に把握する必要性があるとの認識に至った。

また、町名については、関係住民の大きな関心事であり、実施にあたっては地域住民の理解と協力が不可欠であるという認識にたち、拙速に当該地域全域にわたっての町名、町界を決定することは適切でないと判断した。

そこで、「町名整理の基本方針」及び「国立市谷保第一土地区画整理事業」の進捗状況を勘案し、街区が整備され土地利用構想立案の可能性がある中央高速自動車道路以南の地域と東之原及び西之原地区の町名、町界に限定して平成元年3月29日中間答申を行ったところである。

平成元年度に入り摘出された課題について検討を行った。

(1) 開発整備途上にある南部地域の町名整理について

水田地帯の都市基盤整理は、「組合施工による土地区画整理事業を中心とした面整備を行い、ハケ上地区の居住環境整備は地区ごとにまとまりを持たせた計画により修復整備を図る」と、国立市基本計画に揚げられている。

この方針に沿って水田地帯において、2つの地域で谷保第一、第二土地区画整理事業が施行されている。今後も土地区画整理事業の拡大をはかつて行く方針が出されている。ハケ上地区についても一部の地域で計画が進められている。

このような背景のなかで、南部地域の町名整理についての一定の方向を出しておくことが、将来の町づくりに向け望ましいとの判断にたつた。

(2) 永年築かれた組織的ぎずなど、住民意向の把握の手法について

永年築かれた組織が町界、丁目界によって分断され今までのつながりがくずれてしまうという意見が住民の間から聞かれ、また審議会の中でも議論のままととなったところである。

そこで審議会としては、先進都市での町名整理後の影響等について調査を行った結果、町界を越した組織が定着しており何ら問題はなく、住民からの苦情はなかったと聞いている。したがって、地元住民の意向を把握しながら、基本的考え方にそって方向付けを出していくことの合意が得られた。

(3) ハケ上とハケ下を分離する境界設定の困難性などの技術的側面

ハケ上とハケ下を分離する境界については、現地を踏査し、将来区画整理を施行してもハケの保存として残るであろうハケ下の、比較的大きな水路を境界とすることに集約された。

2. 現状

国立市の町名地番については、国立地区（北、東、中、西）富士見台地区は、昭和40年代の町名地番整理及び土地区画整理事業により、整然と整理されている。

しかし、南部地域の町名地番は、明治初期に租税徴収のための基礎資料として作成された公図及び土地台帳によるもので、大字3と小字36からなり、町名地番が複雑である。具体的には、字地域の飛地があること、地番が順序よく符号されていないこと、地番が1番から9000番台までであるが入り乱れており非常にわかりにくく、この混乱をさけるため字名と地番をわかりやすく整理し、行政、交通、通信等日常生活の不便を解消するため、根本的な改善処置が望まれている。

一方南部地域の開発整備として、北多摩2号処理場周辺の12.1ヘクタールと下之下地域の一部2.6ヘクタールは将来にわたってよりよい環境を維持させるための町づくりを目指して土地区画整理事業が進められている。土地区画整理事業の場合、換地処分と同時に町名地番等の整理を実施することが基本とされている。したがってこの地域の表示改善に先がけ、南部地域全体をとらえ町界、町名等について検討しておかなければならない。

なお、現在の町界町名等については歴史的経過があり、このことを認識しつつ住民意識に十分配慮することが必要である。

3. 町名整理の基本方針

南部地域（谷保、青柳、石田）町名整理についての計画を作成するうえで、基本方針を次のように定めるものとする。

(1) 町割の方式

町割の方式には、「路線式町割」、「街廓式町割（「街区式町割」ともいう。）」、「結合式町割」の3種類がある。いずれの方式についても明瞭で不変な線を町界にすることが望ましいことから道路、水路、鉄道等の永久性のある公共物をもって定めることになる。

南部地域は、不規則な道路が多く、街区も不整形なことから原則として「街廓式町割」とし、地区の事情により「結合式町割」を併用するものとする。

(2) 町の組織

町の組織には、「集合式」及び「単独式」の2種類があるが、単独式は、町の数も多くなり煩わしくなることから容易に町の所在の見当がつく丁目をもって組織する集合式を採用することを原則とする。

(3) 町及び丁目の大きさ

町及び丁目の大きさを規定する要素は、一つの地域団体として町の機能が十分果たされ活動できるということである。大きすぎても小さすぎても困る。適当な大きさというものは、その土地の事情によって異なることから現行の用途地域、将来の土地利用構想等を勘案し、次のような基準によるものとする。

① 丁目の大きさ

土地の用途	丁目の面積(平方メートル)
商業系区域	100,000 ~ 150,000
住居系区域	150,000 ~ 200,000
工業系区域	200,000 ~ 250,000

なお、この基準によりがたい場合は、地域の状況及び将来の発展を考慮して定めるものとする。

②町の大きさ

町の区域は、最大5丁目をもって組織することを原則とする。

(4) 町及び丁目の境界

町界及び丁目を定める場合、境界を単純明瞭にするため道路、水路、鉄道等の永久性のあるものを選んで境界を鮮明に期するものとする。

なお、水田地帯における水路は、将来廃止される路線もあり得ることから原則として採用をさけるものとする。

(5) 町界線の所在

町界線の所在は、道路の場合は、東側及び南側の側線とする。鉄道の場合は、状況により適当な側の側線とする。また、崖線の場合は、ノリ下とする。

(6) 丁目の起点及び配列

起点はわかりやすくするために、東又は北にこれを置き西及び南へ丁目の数を加えるものとする。

また、配列は一行の放射式とし、やむを得ない状況にあるときは、環状式とする。環状式とする場合、付番は右回りとする。

(7) 町名の選択

町名の選択は、市民が最も大きな関心をもっているのものでその意向を尊重する。まぎらわしい名称、類似の名称は避け、歴史的経過を踏まえ親しみやすく簡明で語調のよい名称を選択するものとする。

4. 町界及び丁目界（(1) 町界及び丁目界について。）

町界、丁目界を設定するに当たり永年築かれた組織をそのまま生かしての設定は不可能であり、これは町名整理をするに当たってさけて通れない問題である。当審議会においてもこの点が論議的となり、結論を出すに当たって時間を要したところである。

特に論議となった境界は、ハケ上の地域を2分するかしないか、2分する場合、市道南第12、29号線（石神道）とするか、市道南第13、28号線（中平道）とするかであった。ハケ上の地域を2分しないと、丁目の数が多くなり煩さとなる。また2分することによって、歴史的意義の深い谷保の

地域が減少する。さらに谷保の地域に濁りがつく等の意見が出されたが、基本方針にそって2分することで、集約された。

しかし、2分する境界をどこに定めるか賛否両論あり、地元住民にとっても大きな関心事であり、2月26日町名整理審議会の審議経過説明並びに公聴会を開催し、関係住民の意見を聴取したところ多くの意見が出されたところである。

審議会は、この公聴会での貴重な意見を参考に最終結論を出すに至った。境界については、19頁、図-1とする。

なお、審議会の中で丁目数が増えてもよいから分割すべきでない、谷保地域を多く残しておきたいという強い発言があったことを付記しておく。

5. 町名

町名を選択するに当たっては、町割の境界審議と並行して進めてきたが、基本方針で述べられている内容を踏まえ次のように命名する。

(1) ①の地域

町割審議の際にも当地域は③の地域と一体とするか、分割するかで論議的となった地域であったが分割することで結論が出されている。一方、谷保という地名を広い範囲で残したいとの意見があり、谷保に東、西等の濁音を付して残すことも考えられた。

当地域は、現在全体が大宇谷保で小字が11あり、国立市の前身である谷保村として甲州街道沿いに、昔から発展し、栄えた地域であり現在も大字として、地名が残っている。

また、歴史的にも由緒ある谷保天満宮が所在しており、JR南武線の駅名も谷保として使われていることもあり、純粋な形で谷保を保存すべきであるという観点に立ち、町名を「谷保」と命名するよう提言する。

なお、谷保についての呼びかたは、「やほ」あるいは「やぼ」と言われているが、今後は「やほ」と統一することが望ましい。

(2) ②の地域

当地域は、水田も多く残っているが、近年一部の地区で宅地開発が進みつつある。また、一方の地域では組合施行による土地区画整理事業によって町づくりが行われている。

現在大字は谷保で、小字は6つある。主な小字は、下之下、下新田、天神下、出井崎の4つであるが、出井崎、天神下が町名として候補に上がった。しかし、出井崎は、米池にかかる出井の橋の先に位置していることから、出

井崎と呼ばれ、一方天神下は、谷保の天神様の下ということで天天神下と呼ばれている。天神という町名についても、検討したが、近隣他市にも何箇所でも天神町という町名が使われているので、まぎらわしさがある。

このような背景の中で南部水田地帯は、昔から米作りが盛んに行われてきた地域であった。ことに当地は他の地域に比較して、米の収穫が多く、あたかも池のようだったと言われた地であった。これも、ハケ下を流れる米池堀によって、米の成長に大事な良水が供給されたからである。現在もハケ下の流れを米池堀と呼んでおり、その名の秘める意味は大きい。この歴史的事実を重んじ、かつ、きれいな文字で表現させ、町名を「米池」と命名するよう提言する。

(3) ③の地域

当地域は、現在大部分が大字谷保で大字青柳、石田が飛地として点在している。小字については、谷保地区に5つ、青柳、石田に各1つあって、大字谷保字栗原が約半分をしめている。町名を付すに当たって、一部の地域名を他の地域に拡大することについては、住民感情もあるので、新たな町名を付すのが望ましい。

当地域は、谷保地域と同様、甲州街道に沿って発展、栄えた地域で、JR南武線矢川駅の南に位置している。この地域の西方には、矢川の清流が流れ、この矢川を親水整備事業として、目下市が整備を行っている。完成後は、親しみの持てる市民の憩いの場として、水辺を楽しみながら散策できるゾーンとして、期待されている。また、JR南武線の駅名も矢川として使われており、このような観点から町名を「矢川」と命名するよう提言する。

(4) ④の地域

当地域は、農耕地（水田）が大部分を占めているが、その一部で組合施行による土地区画整理事業によって街づくりが進められている。

多摩川寄りの地域は、自治会名を南区自治会と称している。現在当地域の町名は、大部分が大字谷保で一部青柳という地名が飛地として入っている。小字については、谷保地区に8つ、青柳地区に1つと数が多く、特に歴史的由来のある地名はない。

また、当地域は古来よりハケ下から湧出する清水が集まり、矢川及び用水路に合流し、水田がうるおっていた事実、平成元年に4月に供用開始されている北多摩2号処理場によって汚水が浄化され清水を生み出すこと、南に多摩川の清流が流れていること等、将来に向けて、この水を汚さないようにと

いう願いをこめて町名を「泉」と命名するよう提言する。

なお、当地域の中央自動車道路と多摩川に囲まれた地域は、「泉」と中間答申されたところである。しかし、その後の審議過程の中で、中央自動車道路とハケ下に囲まれた地域を、単独の町割にすることの問題、また、湧水の水源はこの地であるとの意見から、審議の結果この地域も含めて「泉」とすることが最適であるとの結論に達したものである。

(5) ⑤の地域

当地域は、宅地開発が進んでいるが農耕地（畑）がまだまだ多く残っている。現在当地域の町名は、大部分が大字青柳で石田という地名が飛地として入っており、多摩川河川敷ほか谷保となっている。小字については、青柳地区に2つ、石田地区に2つ、谷保地区に1つとなっている。青柳、石田の小字は、飛地となっていたり、入り組んでいたりと非常に複雑な地域である。

現在まで、谷保と共に大字として残された青柳、石田は、いまから約300年程前、多摩川南岸の青柳島（多摩川関戸付近）から当地に移住してきたもので、谷保に比べると歴史は浅い。青柳とは前住地の青柳島からとったもので、石田は、日野市石田住民の一部が移住して来たもので、元地名をそのままとってつけたものである。

このような歴史的経過をふまえ、現在でもこの地域については、青柳と一般的に認知され親しまれてきた呼び名であり、町名を「青柳」と命名するよう提言する。

なお、石田という地名は、歴史的にも先代の苦労がうかがえ、どこかに残したいという強い意見があった。しかし、残す場合どの地域に、また、どの部分に残すかの論議になると、基本方針がくづれてしまい残すまでにいたらなかった。

(6) 東之原の JR 南武線以北の地域（中間答申済）

当地域は、昭和40年代に町名地番整理された富士見台一丁目の東側に接した約9.5ヘクタールの地域で、富士見台一丁目の地番整理に当たって当地域を意識して付番されているので町名を「富士見台一丁目」とすることを提言する。

(7) 西之原、他の南武線以北の地域（中間答申済）

当地域は、谷保、青柳、石田が混在し、小字も6つと複雑で富士見台四丁

目の西側に接した面積2.6ヘクタールの地域である。現在の富士見台四丁目の面積は約5.9ヘクタールと非常に小さく、当地域を加えることによって富士見台一丁目から四丁目の面積の均衡が保たれるので、町名を「富士見台四丁目」とすることを提言する。

ただし、市道富士見台2-1号線（矢川通り）の東側に位置する西之原の一部は、「富士見台三丁目」とすることを提言する。

5. 丁目の境界

丁目の境界については、基本方針でも述べているように、現在の土地の事情、将来の土地利用構想、また、道路、水路及び鉄道等の永久性のものを考慮したなかでの境界が望ましい。

6. 町名整理の進め方

市町村区域内の町又は字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき「市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定める」と規定されている。施行日は、議決後都道府県知事の告示があった翌日からとなっている。

土地区画整理事業施行地区の効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定により換地処分公告があった翌日から発生することになっている。

南部地域開発整備の手法は、“はじめに”のなかで述べたように基本計画のなかで、ハケ上の地域とハケ下の地域に分けて位置付けられている。これを受けて、現在、水田地帯の2つの地区において土地区画整理事業が順調に進んでおり、今後も引き続き拡大されて行くことを期待するところである。

このような背景のなかで今後の町名変更のあり方は、土地区画整理事業を実施する際、付近の開発状況を勘案し、一定の地区を定め換地処分に合わせ逐次実施していくことが望ましい。既にハケ上等で宅地化が進んでいる地域については、現状のまま整理をして行かなければならないと考える。

この地域の整理の手法としては、当面旧地番を残したままでの町名整理と、新地番を設定した町名変更の2通りが考えられる。前者は、旧地番の桁数の大きいまま残ること、青柳、石田地区に同番地があって重複すること、将来再度変更作業が残る、2度手間になる等の欠点が予想される。

町名整理作業の実施に当たっては、関係住民へのPR、公図、登記簿謄本等の調査、新地番の設定作業、関係機関との協議、調整等、費用と期間が必要であり、また、関係住民の負担を最小限にとどめることから一度で整理することが望ましい。

したがって、土地区画整理事業予定地域については、事業に合わせ実施する。土地区画整理事業が将来にわたって困難と思われる地域については、年次計画を樹立し、実施するよう提言する。

そのためには、事業推進体制の強化をはかるよう強く要望するところである。

7. むすび

当審議会は、2か年にわたり町名整理の使命を認識し、かつ、市民生活への影響も考慮して慎重審議を重ね、答申するに至ったものである。

今後、町名整理作業を実施するに当たっては、町名整理が市民の貴重な財産（土地、建物等）の所在地、名称変更であるとともに居住地の名称変更であり、関係住民にとって大きな関心事であるため、関係住民に対して周知徹底を図り、理解と協力を得るなかで、進めることを切に希望するところである。

国都計発第132号
昭和63年6月23日

国立市町名整理審議会会長殿

国立市長 谷 清

国立市町名整理について（諮問）

国立市町名整理審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 国立市（谷保、青柳、石田）の町界町名整理について
 - (1) 基本方針
 - (2) 国立市（谷保、青柳、石田）の町界町名

以上

国立市町名整理審議会条例

（設置）

第1条 国立市の町名整理を円滑に推進するため、国立市町名整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各項に掲げる事項について調査、審議し、その結果を答申する。

- (1) 町界町名整理に関する事。
- (2) その他市長が町界町名整理上必要と認める事項に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から答申を市長に提出した日までとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、第2条に定める答申のあった日をもってその効力を失う。

国立市町名整理審議会経過

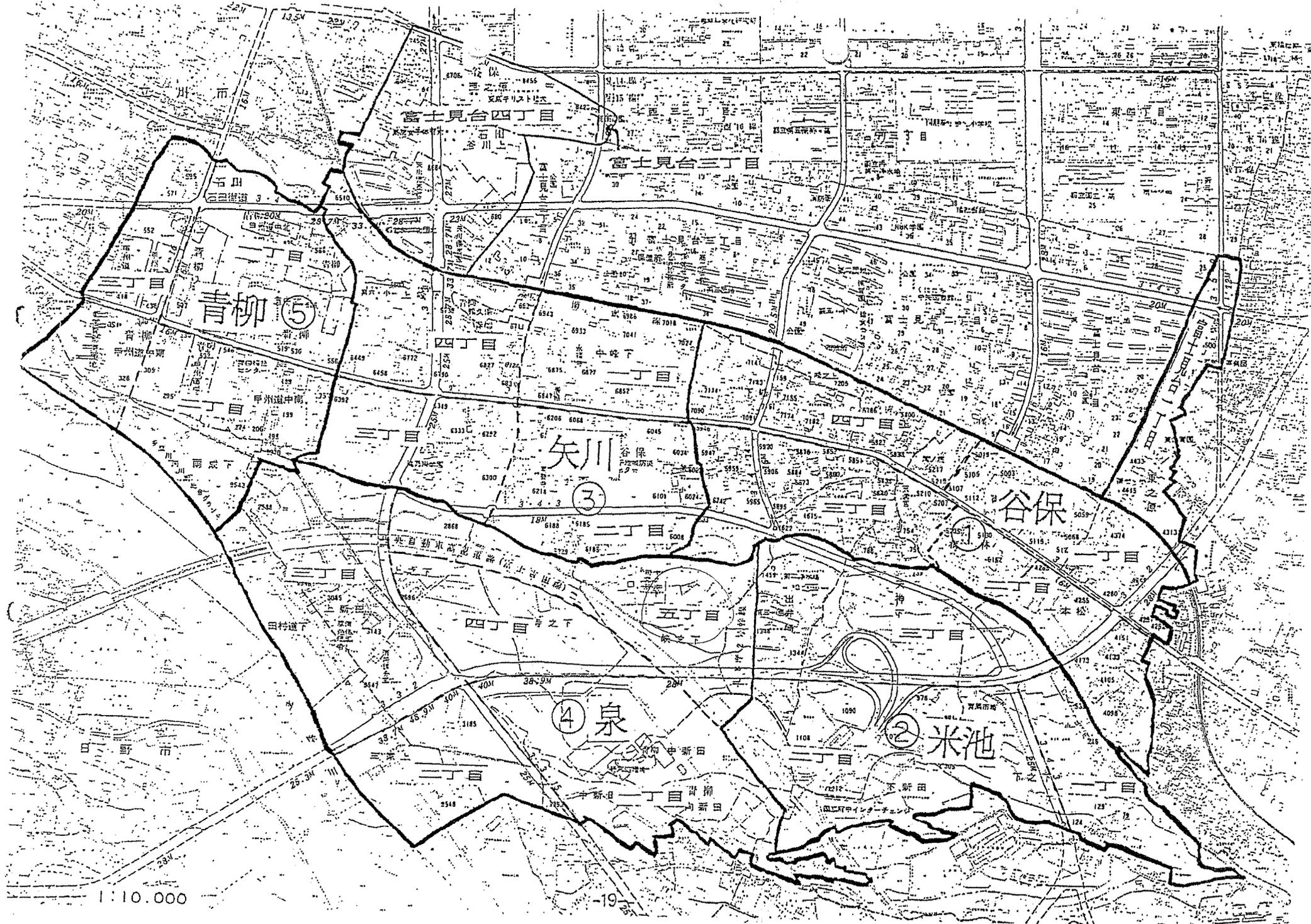
昭和63年度

第1回	昭和63年度 6.23(木)	会長の選出及び職務代理者の指名について 諮問 審議会のスケジュール等について
第2回	7.21(木)	南部地域の現状について 町界町名整理の手續きについて 現地視察
第3回	8.18(木)	町割方式について 町の組織について
第4回	9.16(金)	町及び丁目の大きさについて 町及び丁目の境界 町界線の所在 丁目の起点及び配列 町名の選択
第5回	10.3(月)	第4回審議結果の確認 先進市視察 (世田谷区、希望ヶ丘土地区画整理組合、府中市)
第6回	10.20(木)	基本方針の決定について 町名について 視察について
第7回	11.22(火)	ハケの現地視察について ハケの境界の決定について 視察について
第8回	12.15(木)	ハケの境界の決定について 町界について 視察について
視察	平成元年 1.26(木) ~27(金)	岐阜県岐阜市都市計画部及び町名整理施工地区現地視察
第9回	2.23(木)	先進市視察研修の報告について 答申について
第10回	3.20(月)	中間答申(案)の確認
-	3.29(水)	中間答申(国立市長)

平成元年度

第1回	平成元年度 7.25(火)	中間答申に伴う地元説明会等の経過報告について 今年度の審議会スケジュールについて
第2回	8.24(木)	ハケ下、ハケ上の区画割確認について 町割とその方向について
第3回	9.29(金)	町割の検討について 町名の検討について
第4回	10.16(月)	町割の決定について 町名の検討について

第5回	11.17(金)	町割の決定について 町名の検討について
第6回	12.14(木)	町割の決定について 町名の検討について 丁界の検討について
第7回	平成2年 1.19(金)	町割の決定について 丁界の決定について
第8回	2.6(火)	町割の決定について
第9回	2.26(月)	公聴会の対応について
公聴会	2.26(月)	谷保地域町名整理に伴う件について 谷保地域自治会対象
第10回	3.16(金)	町割の決定について 答申原案について
第11回	3.31(土)	答申書(案)について
答申	3.31(土)	答申(国立市長)



1:10,000